

開業医共済協同組合 組合だより

発行所 開業医共済協同組合
〒380-0928 長野県長野市若里 1-5-26
電話 026-217-6600 FAX 026-217-6627
発行日 2019年11月22日 第6号

組合設立から節目の第10期が終了 — 利用分量配当金総額は過去最高額に —

第10回通常総代会開催

2019年10月20日に第10期（2018年8月1日～2019年7月31日）の総代会をTKP 東京駅セントラルカンファレンスセンター（東京都千代田区）で開催しました。

その結果、2018年度（第10期）事業報告・決算報告、2019年度（第11期）事業計画・収支予算等の全6議案について、組合員の代表として選出された総代各位に提案し、全議案が可決されました。

このうち第2号議案では、剰余金処分案が可決され、第10期利用分量配当金の配当率を25%と決定しました。

利用分量配当金総額は過去最高

当期純利益は近年順調に推移しており、事業開始から9期連続で事業利用分量配当を行っています。第10期（2018年度）の配当総額は、**過去最高の72,920千円**となりました。なお、配当金は当共済をさらに発展させていくため、出資金に振り替えてお預かりさせていただいております。（※組合脱退時に全額払い戻しさせていただきます。）残高については、年1回発行している「出資金及び預り金残高のお知らせ」をご参照いただきますようお願いします。

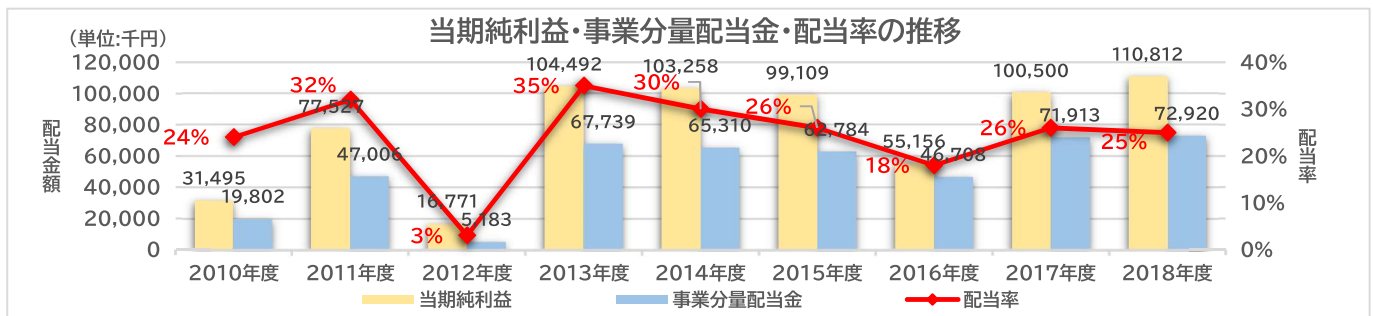


総代会の様子



谷田部雄二理事長

来賓の皆様



※2012年度、2016年度は、より安定した運営を行うため、意図的に責任準備金を大幅に積み増したことから当期純利益および配当金額、配当率が圧縮されました。

功労者を表彰



阿部政則先生(右)

当組合の発展に長年ご尽力いただいた功績を称え、武内節夫前審査委員（山口県下松市）（在任期間：2012年12月23日～2019年7月7日）に対して、感謝状等の贈呈を行いました。なお、事情により、代理で山口県保険医協会会長（山口県保険医協同組合副理事長を兼務）の阿部政則先生にお受け取りいただきました。

事業報告・事業計画のお知らせ

第 10 期（2018 年度）事業報告

1. 組合の概況

組合員数は昨年 の 1,834 名 から 1,900 名（2019 年 7 月 31 日 時点）に増加しました。また、出資金は約 3 億 8,000 万円に拡大し、共済制度の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は昨年度より約 200% 上昇し、1,825% になりました。

日常的な会計処理については、組合内部で行っており、月々の会計報告は迅速に理事会に報告されています。なお、制度発足から実施している公認会計士による外部監査は、組織活動の透明性確保のため、引き続き実施しました。

2. 開業医休保の概況

加入者数 2,073 名、契約口数 10,832 口、月掛掛金額 2,575 万 300 円の契約を締結しました。第 1 期 400 名、第 2 期 1,063 名、第 3 期 1,295 名、第 4 期 1,440 名、第 5 期 1,589 名、第 6 期 1,749 名、第 7 期 1,852 名、第 8 期 1,895 名、第 9 期 1,990 名、第 10 期 2,073 名と着実に前進しております。

また、給付金請求については、月に 2 回の審査委員会を開催し、延べ 120 件、約 9 千万円の支払いを実行しました。

※詳細については、「普及結果と共済金支払の状況等について」の紙面を参照ください。

3. 他団体との交流

当組合が賛助会員として加入している一般社団法人日本共済協会が主催する各種研修会へ組合職員が参加（計 5 回）し、共済協同組合としての質的向上に努めました。

また、中協法共済事業懇談会、日本再共済生活協同組合連合会、全国保険医協同組合連絡会、長野県中小企業団体中央会との会議や講習会に参加し、各団体との連携を深めました。

第 11 期（2019 年度）事業計画

1. 事業の基本方針

国民医療向上のため、開業医の生活と経営を守り、協同組合の理念に基づく共済制度の発展に尽力します。

2. 開業医休保の普及活動

医療供給体制の安定と医療の供給者である医師・歯科医師の経営と生活を安定させるため、第 11 期は、開業医共済休業保障制度の契約数の目標を 2,207 件と設定し、9 県代理店との協同で普及活動を行います。

3. 事業地区の拡大活動

事業地区の拡大のため、今年度も継続的に各県の保険医協会・医会等を対象とした説明会を実施し、協同の輪を拡げる活動を行います。

4. 共済制度拡充等の検討

組合員からのご要望や現在の保険・共済業界の動向や社会情勢等を鑑みながら制度内容を見直し、時代に沿った保障を提供できるようアクチュアリー等を含めて制度拡充等の検討を行います。

5. 教育情報事業の実施

各県の当組合推進委員、小委員が中心となり、組合員の事業に関する経営および技術の向上、開業医休保の普及を目的に研修会・講演会を昨年に引き続き開催します。

6. 公平公正な給付金支払の実施

昨年に引き続き、月 2 回の審査委員会を開催し、迅速な支払体制を堅持します。審査にあたっては、適時、顧問弁護士に意見を求め、審査委員会の意思決定に反映させ、公平公正な給付金支払を行っていきます。

7. 制度運営の統一性の構築

業務管理システムの利用による制度運営の統一性を 9 県代理店で図っていきます。

普及結果と共済金支払の状況等について

普及結果（2019年7月31日現在）

第10期（2018年8月1日～2019年7月31日）は、9県で普及活動を3回（共済契約始期日に合わせて）取り組み、108名、542口の増加となりました。その結果、以下のとおり、契約者2,073名、契約口数10,832口、月掛掛金額2,575万300円の契約締結を得ました。

県名	契約者数	契約口数	月掛掛金
青森	411名	2,183口	521万6,600円
福島	113名	591口	142万900円
新潟	240名	1,361口	327万6,600円
福井	16名	69口	16万3,100円
長野	267名	1,352口	318万4,200円
鳥取	101名	518口	122万3,600円
岡山	154名	784口	180万4,400円
山口	428名	2,330口	555万3,400円
大分	343名	1,644口	390万7,500円
合計	2,073名	10,832口	2,575万300円

第11期普及目標

ぜひお知り合いをご紹介ください

加入者数は事業開始から右肩上がり増加しており、現在では2,000名を超えました。当組合では、さらなる協同の輪を拓くため、第11期の普及目標を下表に掲げて活動していきます。

組合員の皆様にも医師・歯科医師の知人等に当制度をご紹介いただければ幸いです。

県名	2019年度目標（2020年7月末まで）	
	新規人数	新規口数
青森	20名	100口
福島	15名	75口
新潟	15名	75口
福井	6名	18口
長野	20名	100口
鳥取	13名	65口
岡山	15名	75口
山口	15名	75口
大分	15名	75口
合計	134名	658口

共済金支払の状況

加入者の皆様からの共済金請求に対して、審査委員会を毎月2回開催し、弔慰給付金7件1,100万円、傷病給付金113件7,915万4,000円、延べ120件9,015万4,000円の支払いを決定しました。前期と比較して給付合計件数が15件減少し、給付合計金額も約2,900万円減少しました。

審査月	件数	種別	給付金額
2018/8	5件	傷病	330万0,000円
	2件	弔慰	400万0,000円
2018/9	9件	傷病	938万6,000円
2018/10	10件	傷病	855万6,000円
2018/11	7件	傷病	259万4,000円
2018/12	11件	傷病	526万8,000円
	1件	弔慰	150万0,000円
2019/1	6件	傷病	295万0,000円
	1件	弔慰	150万0,000円
2019/2	13件	傷病	1,157万2,000円
	1件	弔慰	100万0,000円
2019/3	7件	傷病	664万6,000円
2019/4	9件	傷病	777万0,000円
	1件	弔慰	150万0,000円
2019/5	11件	傷病	491万4,000円
2019/6	11件	傷病	803万0,000円
2019/7	14件	傷病	816万8,000円
	1件	弔慰	150万0,000円
年度計	120件		9,015万4,000円

※件数は延べ件数

支払件数・金額等の年度別推移（直近5年）

直近5年の支払件数・金額等は以下のとおりです。給付率は、おおよそ30%～40%で安定して推移しています。

年度	件数	給付金額	給付率
2014	74	6,733万8,000円	29.02%
2015	77	8,997万2,000円	35.26%
2016	109	7,715万8,000円	28.24%
2017	135	1億1,920万0,000円	40.95%
2018	120	9,015万4,000円	29.31%

2018年度 決算書要約

単位：千円

貸借対照表

2019年7月31日

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	865,565	共済契約準備金	255,409
有形固定資産	1,252	その他負債	25,212
無形固定資産	6,251	負債合計	280,621
その他資産	27,020	(純資産の部)	
繰延税金資産	47,644	出資金	376,440
		利益剰余金	290,673
		純資産合計	667,113
資産合計	947,735	負債及び純資産合計	947,735

損 益 計 算 書

2018年8月1日より2019年7月31日まで

剰余金処分計算書

2019年10月20日

科 目	金 額
I 経常収益	
1 共済引受収益	
共済掛金	307,505
支払準備金戻入額	57,137
普通責任準備金戻入額	142,894
2 資産運用収益	9
3 その他経常収益	57
経常収益合計	507,603
II 経常費用	
1 共済引受費用	
共済金	90,154
代理店手数料	27,749
支払準備金繰入額	62,327
普通責任準備金繰入額	138,199
2 営業費及び一般管理費	50,748
経常費用合計	377,283
経常利益合計	130,319
III 特別損失	3,610
特別損失合計	3,610
税引前当期純利益	126,709
法人税等合計額	15,897
当期純利益	110,812

I 当期末処分剰余金	
1 当期純利益金額	110,812
2 前期繰越剰余金	2,560
	113,373
II 剰余金処分額	
1 利益準備金	22,200
2 教育情報費用繰越金	5,600
3 特別積立金	11,100
4 別途積立金	1,500
5 利用分量配当金	72,920
	113,320
III 次期繰越剰余金	53

諸指標

事業利用分量配当率	25%
開業医共済休業保障制度給付率	29.31%
ソルベンシー・マージン比率	1,825.0%

※ソルベンシー・マージン比率とは、保険会社等の財務健全性を示す指標で、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力をどれだけ有しているかを意味します。行政監督上は、200%を下回ると監督当局によって、早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

「澤藤統一郎の憲法日記」(顧問弁護士 澤藤統一郎氏のブログ)に 当組合の話題を取り上げていただきました。

共済協同組合に、 グローバル保険企業の魔の手が。

私にも、顧問先の企業や団体がある。なんとなく気が合うところということだ。開業医共済協同組合が、その一つ。本日は、その第10回総代会。

これまで、総代会の都度、ブログに記事を書いてきた。下記のとおりである。

保険業界に抗う「開業医共済協同組合」の発展を願う。(2015年10月25日)

<http://article9.jp/wordpress/?p=5807>

まず恒産を確保して、しかる後に恒心を発揮しよう(2016年9月25日)

<http://article9.jp/wordpress/?p=7476>

当協同組合の発展に祝意を、そして協同組合運動の発展に期待を(2017年10月23日)

<http://article9.jp/wordpress/?p=9374>

競争原理ではなく、協同・連帯の精神をこそ一開業医共済協同組合祝賀会で(2018年10月23日)

<http://article9.jp/wordpress/?p=11328>

このタイトルをご覧いただければ、なぜ気が合うというのかお分かりいただけるだろう。私は、協同組合運動の発展を願う立場だ。企業の競争原理ではなく、社会の協同・連帯の精神が大切だと思っているからである。そして、私自身も、小規模自営業者として、共済事業の大切さがよく分かるからでもある。

この団体は開業医を組合員として組合員間の共済事業を目的とした中小企業協同組合法に基づく事業協同組合である。会員数はおよそ2000名。保団連の事業の一部門が独立した形で発足したが、その総代会も第10回を迎えた。役員諸氏の献身性に支えられて、事業は極めて健全に順調に進展していることを喜びたい。

この組合は、新自由主義的な企業万能主義に反対の立場を明確にしている。かつて、共済は保険業とは無関係に種々の相互扶助制度として社会のそこそこにあった。ところが、2005年の保険業法の「改正」が、これら共済制度のすべてを保険業法の網の目に入れて規制対象とした。名目は、「共済」を隠れ蓑にしたインチキ保険商品の横行から消費者を守るためということである。しかし、当組合はそうは見えていない。グローバル化と押し寄せたアメリカの保険企業の日本展開が、日本の相互扶助制度としての共済システムを企業展開の邪魔者として見ての圧力の結果だとの理解である。TPPやFTAに対する警戒は、農業漁業だけではない。共済にも及んでいるのだ。

営利事業としての民間保険会社の「休業保険商品」の保険料が高額になるのは理の当然である。資本出資者への配当も、会社役員・職員の人件費も、広告宣伝費のコストも避けられない。一方、当組合の役員は、これまでのところ常勤役員以外はすべて無報酬だ。資本への配当は無用。宣伝コストも微々たるもの。ところが、アメリカの保険企業にはこの

ことが面白くない。これを「不当な参入障壁」として、「平等化」を求めるといふ。

新自由主義とは、実は「自由」を本質とするものではない。巨大企業の行動の自由に対する規制には飽くまで撤廃・緩和を要求するが、巨大企業に邪魔者となる競争の「自由」は目障りとして新たな規制を創設するものなのだ。

本年度(2019年度・第11期)基本方針のタイトルが、「開業医の生活と経営を守り、協同組合の理念に基づく共済制度の発展を」というもの。その第1項に次の一文(抜粋)がある。

「1. 当組合は、国民医療向上のために、国民の協同の力で、共済制度の解体を狙うアメリカと日本の金融資本の横暴を阻止し、何よりも人間として平和と自由を希求するものである。その立場を侵そうとする政治の動きに警鐘を鳴らし、開業医の経営と生活を守り、協同の理念を広げる当組合と制度の発展に尽力する。」

「アメリカと日本の金融資本の横暴」とは、実は非常に具体的で差し迫った問題なのだ。

在日米商工会議所(ACCJ)が「共済等と金融庁監管下の保険会社間に平等な競争環境の確立を」との意見書を公表している。

そのホームページへの記載が以下のとおり。

<https://www.accj.or.jp/viewpoints.html?lang=ja>

この意見書は「2020年7月まで有効」とされている。

同会議所は、米国政府の米国通商代表部(USTR)と密接に連携しており、その意見書は米国政府の対日要求といえる。しかも、在日米商工会議所(ACCJ)の筆頭副会長が、アフラックから出ている。共済を潰して、その市場を保険企業に、なにかアフラックに明け渡せという露骨な要求なのだ。農業分野と同様、安倍政権はこの要求に「ノー」と言えない。

総代会議案書は、「安倍内閣に圧倒的影響力を持っている同会議所によるこの意見書は、JA共済をはじめ、全労済、コープ共済、県民共済、都民共済、中小企業共済すべてについて、保険会社との平等な競争条件が確立されるまでは、共済の事業拡大及び新市場への参入は許さるべきでないと主張している」と指摘している。

彼らにとっては、個人保険分野(年金保険を除く)において約30%のシェアを占めている各種共済が、目障りなのだ。しかし、共済と保険とは元来が、「似て非なるもの」であり、同じテーブルで扱うなどは論外である。わが国の全ての共済制度を維持・発展させるためにも共済団体が一つになって運動していくことが急務となっている。

本日の総代会で確認されたものが、共済団体のすべてが、アメリカの巨大保険企業と対峙せざるを得ない事態であるという認識。「共済制度の解体を狙うアメリカと日本の金融資本の横暴を阻止し、何よりも人間として平和と自由を希求するものである。」というスローガンは切実なもの。農民・漁民だけではなく、共済組合もグローバル化と闘わざるを得ないのだ。

開業医共済協同組合、これからが正念場である。

(2019年10月20日)

「澤藤統一郎の憲法日記」
(<http://article9.jp/wordpress/>)

— 組合からのお知らせ —

当組合ホームページのご案内

当組合ホームページ（<http://www.kaigyouikumiai.or.jp/>）では、最新の「約款」、「定款」、「パンフレット」をPDF形式で閲覧、ダウンロードすることができます。記載の内容は、制度改正等により変更することがあります。

なお、当組合では、共済契約者の皆様に各資料を紙媒体で新規契約時にお渡ししておりますが、その後の年1回（毎年8月1日）の契約更新時には、環境問題に配慮した紙の使用削減による省資源化推進のため、当組合ホームページにおいての表示に代えさせていただいております。何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

請求漏れはございませんか？

共済金を請求する権利は、支払事由発生時から「**3年間**」を過ぎると、権利がなくなります。ご休業された場合は、所属する県の担当代理店に早めのご連絡をお願いいたします。

なお、共済金の請求の際には、当組合所定の「診断書」などいただく書類がありますが、これらの書類の取得費用は原則、ご請求者様の負担となります。

ただし、診断書を提出していただいたにも関わらず、共済金の支払対象とならなかったご請求者様には、診断書取得費用相当額をお支払いします。

諸変更の届出のお願い

次の場合には、組合への届出が必要となりますので、所属する県の担当代理店までご連絡ください。

- (1) 氏名及び名称、住所、開業・勤務の別、就業先を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止、若しくは廃止したとき
- (3) 診療（勤務）空白期間が生じるとき

■診療（勤務）空白期間とは…

診療所移転、診療所の改装、閉院、転勤および解雇（勤務医療機関の倒産等を含みます。）、産前および産後休暇、育児休業、介護休暇、長期欠勤、長期研修、留学、非常勤の勤務医への移行、大学院への入学により、正常に就業しない期間をいい、この期間は保障の対象外となります。

- (4) 組合員資格に関する事項に変更があったとき

お問い合わせ（取扱代理店一覧）

■取扱代理店

青森県保険医協同組合（TEL：017-763-5820）	福島県保険医協同組合（TEL：024-531-1151）
新潟県保険医協同組合（TEL：025-245-6171）	福井県保険医協同組合（TEL：0776-29-2818）
長野県保険医協同組合（TEL：026-223-0345）	鳥取県保険医協同組合（TEL：0859-24-3064）
岡山県保険医協同組合（TEL：086-274-9131）	山口県保険医協同組合（TEL：083-972-2250）
大分県保険医協同組合（TEL：097-568-0047）	